「少子化の観点から結婚や子どもの法的保護等を巡る現状と課題について考える研究会」報告書のポイント

～自らが望む形で家族を形成でき、安心して子どもを産み育てられる社会の実現に向けて～

（研究会での議論の概要）

我が国の出生数は明治 32（1899）年の統計開始以来、2022 年に初めて 80 万人を下回り、わずか２年後の 2024 年には国の推計※より 15 年も早く、70 万人を割り込んだ。こうした急速な出生数の減少は、歯止めのかからない少子化の深刻さを示している。結婚と出産の結びつきが強固な我が国における少子化の主な要因は、婚姻数の減少であると考えられる。婚姻数の減少により出産機会が減少し、出生数は低下の一途を辿っている。

少子化の進行は、現行の社会・経済システムの維持を困難にし、地域社会の持続可能性にも大きな影響を及ぼす。一方で、結婚、妊娠・出産、子育ては個人の自由な意思決定に基づくもので、多様な価値観は尊重されるべきものである。こうした考え方のもと、今一度、自らが望む形で家族を形成でき、安心して子どもを産み育てられる社会の実現に向け、国と地方自治体の双方がそれぞれの立場で取り組んでいく必要がある。

若者のライフスタイルや価値観は、時代の移り変わりとともに、変化している。こうした実態を十分に踏まえるとともに、「子ども・子育て支援は次世代への投資である」という認識の下、経済的な安定の確保、結婚、妊娠・出産及び子育ての各段階における負担の軽減、社会全体で子どもを育てる雰囲気の醸成を進め、すべての人々が、家族のあり方を始め、自らが望む人生を設計できるような社会制度が求められている。

※出典：国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（令和５年推計）」

全国知事会の有志 30 都道府県の知事が集う、「少子化の観点から結婚や子どもの法的保護等を巡る現状と課題について考える研究会」は、2024 年８月以降、これまで６回にわたる研究会において議論を重ね、我が国における少子化の現状と課題を整理するとともに、今後の対応策を取りまとめてきたところである。研究会での議論を踏まえて整理された政策課題に対応する施策例のうち、国において取り組むべきものを以下に取りまとめる。

1.　若者の出会いの機会の創出や若者が結婚や出産に踏み切るために十分な経済力の確保

・地域の実情に応じた若者の出会いの場の創出や結婚初期や子育て期の若者への経済的援助に取り組む地方自治体への財政的支援を充実させること

・若年層の雇用及び賃金の安定を図る施策を一層推進すること

・妊娠・出産に係る費用の負担を一層軽減すること

・現在の第三子からとなっている児童手当の加算や、保育料の無償化などの対象を第二子にも拡充することを検討すること

・税制面において、子育て世帯の負担を一層軽減させる方向で検討を進めること

・高等教育をはじめとした教育費負担の一層の軽減について検討を進めること

2. 結婚・出産及び子育てに関する身体的・心理的負担の軽減

・家事代行サービスの利用に際しての助成やベビーシッターの利用に際しての助成、こども誰でも通園制度の利用時間制限の緩和、障害児保育の充実などにより、子育て世帯の家事・育児負担の一層の軽減を図ること

・生産性の向上や勤務間インターバル制度の導入などにより、労働者の長時間労働の是正を図るとともに、労働者がそれぞれのライフスタイルに応じて時間や場所を問わない柔軟な働き方を実現できるよう、企業等に対する支援などを検討すること

・固定的な性別役割分担意識の解消に向けた広報・啓発活動を一層推進すること

・男性が育児休業を取得しやすい環境整備に加え、育児休業の取得に一層のインセンティブを付与するなど、男性の育児休業のさらなる取得の促進につながる取組の検討を行うこと

・子どもを望むより多くの人が子どもを持てるよう生殖補助医療の年齢制限の見直しや治療方法の拡充を検討すること

3. 結婚や出産への「積極的な動機」を持てる社会の実現に向けた気運醸成

・子育て世帯を社会全体で支える観点から、結婚・子育てに温かい社会づくり・気運の醸成に一層取り組むこと

・若者が自分の人生を主体的に設計し、妊娠・出産に必要なケアを理解・準備できるようにライフデザイン形成支援とともにプレコンセプションケアを全国で実施するため地方自治体への一層の財政的支援を講じること

4. 社会情勢の変化に対応した多様な家族のあり方の実現

・ひとり親家庭が安心して子育てができるように、養育費の支払が滞った場合における、地方裁判所等における執行期間の短縮を図るとともに、その間の養育費を行政等が養育費支払い義務者に代位し、立替払いを行う制度の導入を検討するなど、ひとり親家庭の子育て環境が経済的に脅かされることのないよう、環境を整備すること

・多様な家族のあり方を支える法制度として、事実婚カップルであることを公的に示すことができる仕組みづくりや一定の法的保護を与える制度の創設を国民世論の動向も踏まえつつ、検討すること

令和８年７月 17 日

全 国 知 事 会

（参考）研究会各回における主な議論

◆ 結婚・子どもを巡る現状（第１回）

○ 少子化の要因は①女性人口の減少に起因する「人口要因」、②非婚化の進行に起因する「有配偶率要因」、③夫婦の出生力の低下に起因する「有配偶出生率要因」に大別することができるが、①人口要因は人口減少そのものであることから、少子化への対策としては、②「有配偶率要因」と③「有配偶出生率要因」に対する施策が現実的かつ効果的ではないか。

図表　出生数変化の要因分解

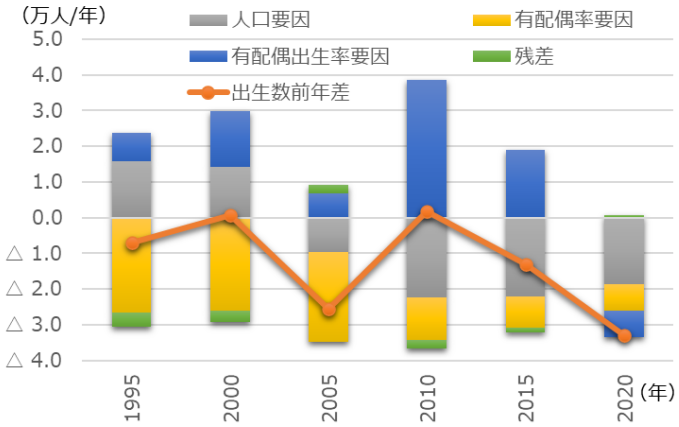

出典：総務省「国勢調査」、厚生労働省「人口動態統計」

○ 夫婦の平均出生子ども数に相当する完結出生子ども数は、1970 年代の 2.2 人から 1.9 人に減少しているが、結婚した男女は 2021 年時点で一生涯に概ね２人の子どもを生んでいる。このことは、結婚をすると子どもを持つ傾向が依然として強いことを示している。婚姻数の減少（約 77 万組（1980 年）⇒約 48 万組（2024 年））と並行して出生数が減少（約 157 万人（1980 年）⇒約 68 万人（2024 年））していることから、少子化の主な要因は、婚姻数の減少であると考えられる。

◆ 安心して子どもを生み育てられる社会の実現（第２・３回）

○ 若者の未婚化の背景には、未婚者の結婚意思の減退、若年層における結婚への動機の希薄化と男女の出会いの機会の不足、さらには、結婚や家族への価値観の変化がある。

図表　未婚者（18～34 歳）の生涯の結婚意思

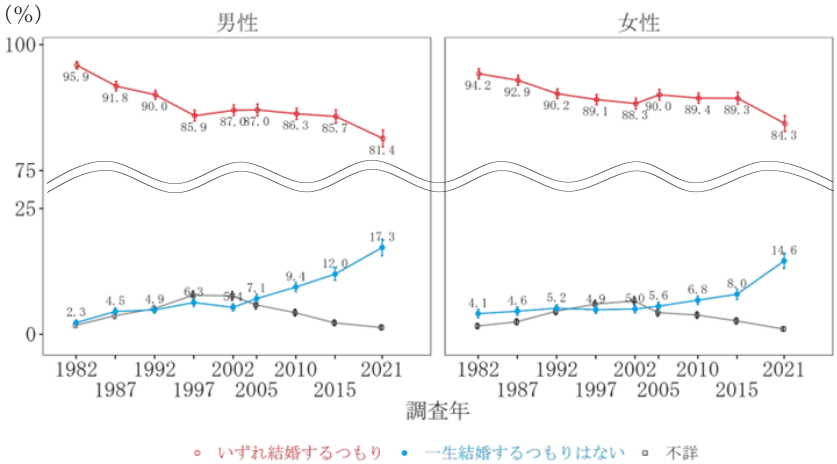

出典：第 16 回出生動向基本調査（結婚と出産に関する全国調査）
調査結果報告書（2023 年 8 月公表）（国立社会保障・人口問題研究所）

○　夫婦の平均理想子ども数と完結出生子ども数に乖離が見られるとともに、未婚者の希望子ども数も近年減少傾向にあり、特に女性における希望子ども数の減少が著しい。子どもを持たない理由を見ると、経済的、身体的、心理的、社会的理由の４つの要因に分類でき、幅広いアプローチが求められる。

図表　夫婦の平均理想子ども数と完結出生子ども数の推移

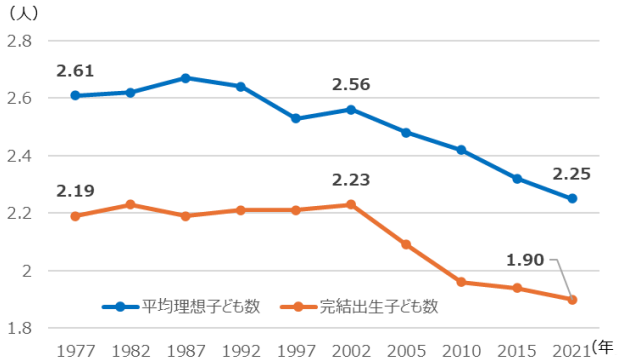

図表　結婚意思のある未婚者の平均希望子ども数の推移

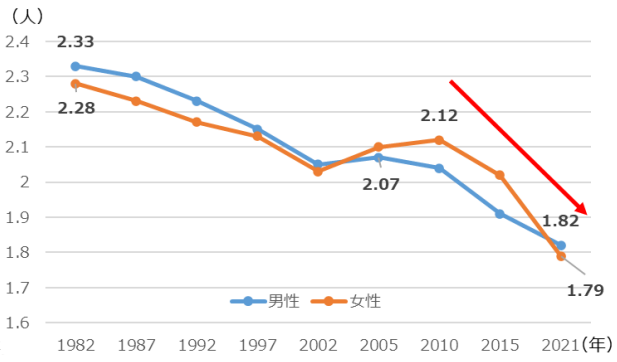

出典：第 16 回出生動向基本調査（結婚と出産に関する全国調査）調査結果報告書
（2023 年 8 月公表）（国立社会保障・人口問題研究所）から作成

図表　夫婦の理想の数の子どもを持たない理由

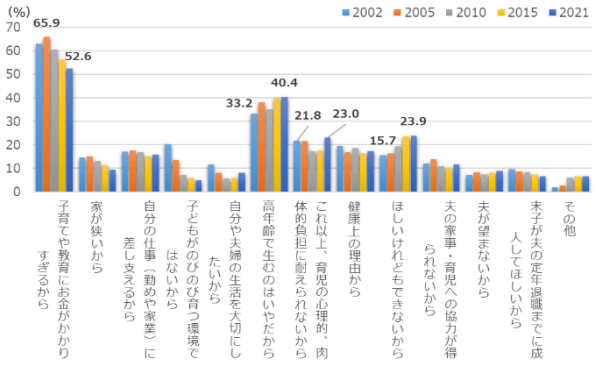

出典:第 16 回出生動向基本調査（結婚と出産に関する全国調査）
調査結果報告書（2023 年 8 月公表）（国立社会保障・人口問題研究所）

図表　婚姻状況別子どもを持つことを希望しない理由

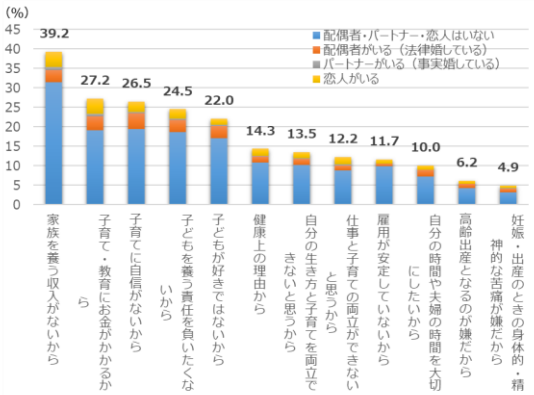

出典：愛知県「少子化の観点から結婚や子どもの法的保護
を巡る実情や課題に関する調査に係るパネル調査」（2024 年度）

◆　諸外国における家族政策（第４回）

○　OECD 加盟国の中で過去に出生率の上昇に成功し、現在も比較的高い水準の出生率を維持しているフランス・スウェーデンでは、両国とも家族関係支出額が OECD 平均を大幅に上回っているとともに、多様な家族のあり方を認める柔軟な家族制度が存在しており、安心して子どもを産み育てることのできる社会環境を実現している。

○　我が国への示唆としては①金銭的インセンティブを活用した行動変容を促す取組、②妊娠・出産に対する支援の充実、③子育て支援の充実と子どもを生み育てやすい気運の醸成、④価値観の変化に対応した多様な家族のあり方についての議論が必要ではないか。

※第５回及び第６回では上記を踏まえ、報告書のとりまとめについて議論及び検討を行った。